

# 第6回いわての森林づくり県民税事業評価委員会

日 時：平成30年3月26日（月）10：00～

場 所：エスポワールいわて 3階 特別ホール

## 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) いわて環境の森整備事業の施工地審査について
- (2) いわて環境の森整備事業施工地調書の改正について
- (3) 県民参加の森林づくり促進事業の企画審査について

3 その他

4 閉 会

# いわての森林づくり県民税事業評価委員会委員名簿

(平成28年7月14日現在)

氏名	役職名等	備考
大粒来 宏 美	有限会社丸大県北農林 取締役	
岡 田 秀 二	富士大学 学長	
小山田 四 一	一戸町立図書館 館長	
國 崎 貴 嗣	岩手大学農学部（環境科学系） 准教授	
佐 藤 重 昭	徳清倉庫株式会社 代表取締役	欠席
佐 藤 誠 司	岩手県商工会議所連合会 盛岡事務局長	欠席
安 原 昌 佑	岩手県保護司会 河南分区長	
吉 田 敏 恵	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事	
吉 野 英 岐	岩手県立大学総合政策学部 学部長	
若 生 和 江	環境アドバイザー	

(五十音順)

1 委員 10名

2 任期 平成28年7月14日～平成30年7月13日

第6回いわての森林づくり県民税事業評価委員会 県関係出席者名簿

役 職 等	氏 名	備 考
農林水産部 林務担当技監	阿 部 義 樹	
林業振興課 総括課長	大 畑 光 宏	
振興担当課長	及 川 明 宏	
主任主査	高 芝 俊 雄	
主任主査	木戸口 佐 織	
主 査	三 上 昭 典	
主 事	山 本 有 美	
森林整備課 計画担当課長	工 藤 亘	
主任主査	菊 地 明 子	
主任主査	丸 山 壘	
盛岡広域振興局林務部 主任主査	土 橋 浩	
盛岡広域振興局林務部 主 査	金 柿 正 嘉	
盛岡広域振興局林務部 いわて環境の森整備推進員	小 林 静 夫	
盛岡広域振興局林務部 いわて環境の森整備推進員	藤 田 隆 二	
県南広域振興局林務部 上席林業普及指導員	松 田 悟	
県南広域振興局林務部 主 査	赤 座 直 輝	
花巻農林振興センター 主任林業普及指導員	木 村 経 三	
花巻農林振興センター 主任行政専門員	照 井 重 光	
花巻農林振興センター いわて環境の森整備推進員	菊 池 継 彦	
遠野農林振興センター 上席林業普及指導員	伊 東 茂 敏	
遠野農林振興センター 技 師	女 鹿 咲 恵	
遠野農林振興センター いわて環境の森整備推進員	鈴 木 晴 美	
一関農林振興センター 上席林業普及指導員	佐々木 光 治	
沿岸広域振興局農林部 上席林業普及指導員	小 岩 俊 行	
宮古農林振興センター林務室 技 師	畠 山 智 樹	
宮古農林振興センター林務室 いわて環境の森整備推進員	伊 藤 秀 一	
岩泉林務出張所 主査林業普及指導員	木 越 聡	
大船渡農林振興センター 技 師	小 川 茜	
県北広域振興局林務部 主 査	金 田 弘 次	
県北広域振興局林務部 技 師	小 原 健 史	
二戸農林振興センター林務室 技 師	及 川 純	

平成 29 年度いわて環境の森整備事業 施工地選定審査基準(審査)

いわて環境の森整備事業の施工地選定審査に当たっては、下表に掲げる基準を満たしているものを適とする。

審査項目		審査基準
森 林 に 関 す る 事 項	事業対象森林	① 私有林であること。
		② 人工林であること。
		③ 公益林であること。 ア 水源地域等の上流域の森林 イ 野生動植物生育の場として重要な森林 ウ 自然林に戻すことによって、景観的な多様性の維持・向上を図るべき森林 エ 上記に準ずる森林
		④ 保安林である場合は、治山事業等で実施することが困難であること。
採択基準	⑤ 対象樹種は、原則として人工林であるスギ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹であること。 ただし、アカマツ天然生林においても、地域において保全上重要な森林については、対象とするものとする。	
	⑥ 対象齢級は、原則として 4 から 10 齢級であること。 ただし、3 齢級以下及び 11 齢級以上であっても、地域において保全上重要な森林で、本事業の計画に加えるべき森林については、対象齢級として取扱うものであること。	
	⑦ 1 施工地の面積は、0.3 ヘクタール以上であって、原則として 1 ヘクタール以上の団地であること。 ただし、団地の考え方（団地性の判断）については、各施工地の相互の間隔が概ね 10 キロメートル以内の範囲であるものとする。（概ね半径 10 キロメートルの円内にすべての施工地が含まれること。）	
森林所有者に関する事項	⑧ 協定書の締結に同意していること。 (現時点では口頭による確認)	

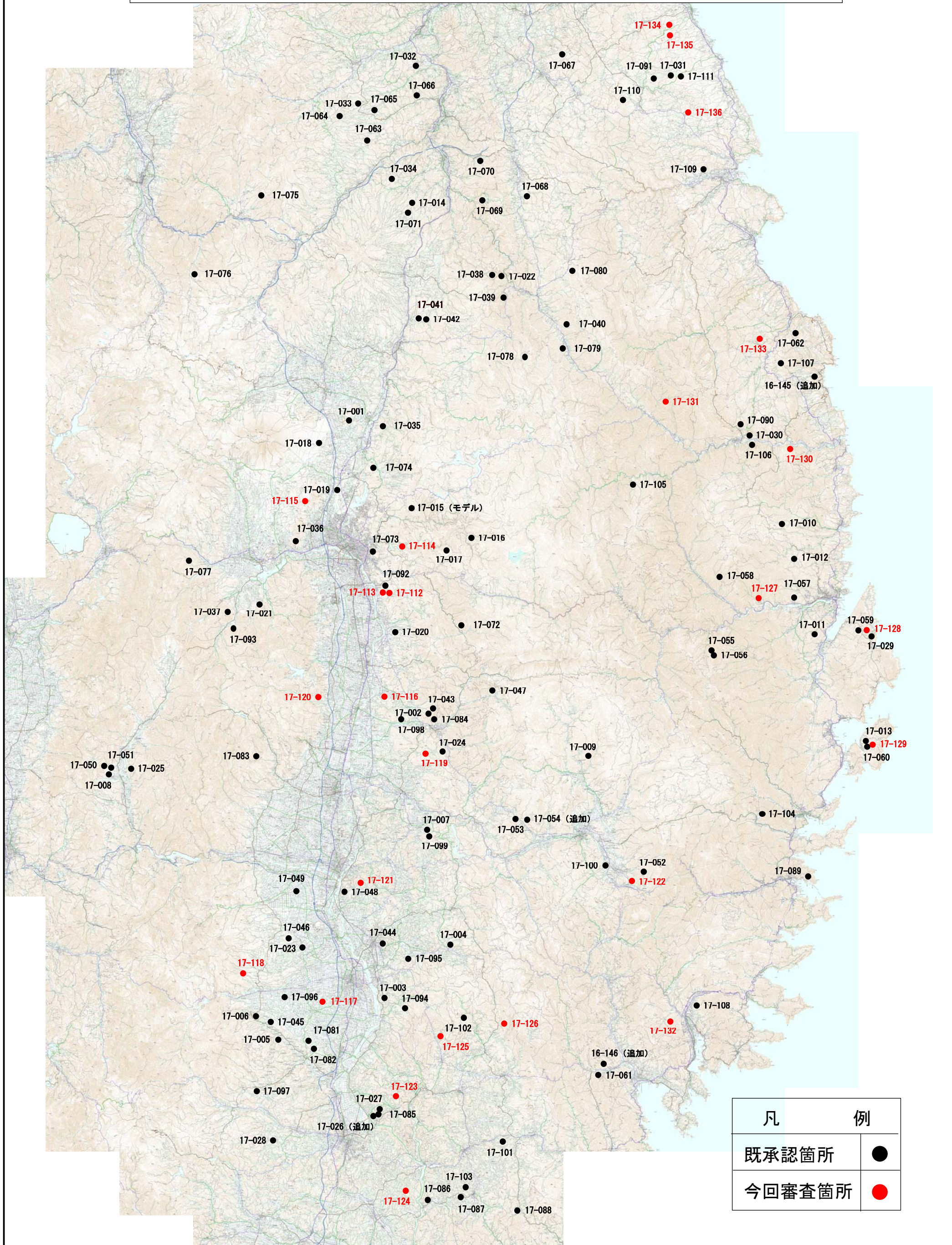
平成29年度いわて環境の森整備事業施工予定地一覧表(補助)

連番	受付番号		市町村	大字	字	樹種	面積 (ha)	林齢 (年生)	申請者	特記事項
001	17	112	盛岡市	手代森	11地割ほか 地内	スギ	4.92	39～48	株式会社イワリン	
002	17	113	盛岡市	手代森	17地割 地内	スギ	2.24	34～50	盛岡広域森林組合	
003	17	114	盛岡市	浅岸	貝田ほか 地内	スギ、カラマツ	1.26	31,35	盛岡広域森林組合	
004	17	115	滝沢市	黒沢 地内	—	スギ	16.90	23,26	岩手県森林整備協同組合	水源涵養保安林 14.29ha
005	17	116	紫波町	彦部	千手堂ほか 地内	スギ	1.18	27～50	盛岡広域森林組合	
006	17	117	奥州市	胆沢区小山	上柴山ほか 地内	スギ	5.67	22～50	株式会社小野寺林業	
007	17	118	奥州市	胆沢区若柳	北鹿合 地内	スギ	11.78	50	株式会社小野寺林業	
008	17	119	花巻市	大迫町	外川目第32地割ほか 地内	スギ	7.59	27～48	花巻市森林組合	
009	17	120	花巻市	石鳥谷町	大瀬川第1地割ほか 地内	スギ	6.14	20,28	岩手県森林組合連合会	
010	17	121	北上市	稲瀬町	岩脇ほか 地内	スギ	6.33	24～55	北上市森林組合	スギ 55年生 0.56ha
011	17	122	遠野市	上郷町	細越 地内	スギ	2.31	26,49	岩手県森林整備協同組合	
012	17	123	一関市	舞川	馬洗渚ほか 地内	スギ、ヒノキ	3.66	19～50	一関地方森林組合	
013	17	124	一関市	花泉町金沢	滝ノ沢 地内	スギ、ヒノキ	7.96	20,26	一関地方森林組合	
014	17	125	一関市	大東町猿沢	大町裏 地内	スギ	3.30	26	一関地方森林組合	
015	17	126	一関市	大東町中川	篠ヶ崎 地内	スギ	3.94	41～47	一関地方森林組合	
016	17	127	宮古市	墓目	第6地割ほか 地内	スギ、アカマツ	4.50	39～50	岩手県森林整備協同組合	
017	17	128	宮古市	音部	第3地割ほか 地内	スギ、アカマツ	4.02	26～50	岩手県森林整備協同組合	
018	17	129	山田町	船越	第20地割ほか 地内	スギ、アカマツ	7.82	38～50	岩手県森林整備協同組合	
019	17	130	岩泉町	褰野	愛羅 地内	スギ、ヒノキ	2.16	31	岩手県森林整備協同組合	
020	17	131	岩泉町	門	上救沢ほか 地内	スギ、カラマツ	1.57	35,38	岩手県森林整備協同組合	
021	17	132	大船渡市	猪川町	大野 地内	スギ、ヒノキ	7.63	17～41	気仙地方森林組合	
022	17	133	普代村	第29地割	芦渡ほか 地内	スギ、アカマツ、カラマツ、ヒノキ	3.32	16～35	久慈地方森林組合	
023	17	134	洋野町	種市第21地割	板橋ほか 地内	スギ、アカマツ	7.99	41～50	久慈地方森林組合	
024	17	135	洋野町	種市第11地割	南玉川ほか 地内	スギ、アカマツ	3.98	16～50	久慈地方森林組合	
025	17	136	洋野町	大野第66地割	日影ほか 地内	スギ、アカマツ、ヒノキ	14.30	21～46	岩手県森林整備協同組合	

平成29年度いわて環境の森整備事業施工予定地一覧表(補助)

連番	受付番号	市町村	大字	字	樹種	面積 (ha)	林齢 (年生)	申請者	特記事項
a	今回計	25施工地				142.47			
b	平成29年度既承認面積					735.26			
c	a + b					877.73			

# 平成29年度いわて環境の森整備事業施工位置図



凡 例	
既承認箇所	●
今回審査箇所	●

現行

平成29年度 いわて環境の森整備事業施工地調査

所在地	地内	受付番号	17-000
森林の位置	川支流	流域名	
公益林区分	①~④	所有形態	(名)
樹種		面積	ha
林齢	~ 年生		
森林の現況			
■ 下層植生			
■ 林相の状況			
■ 施業の履歴			
■ 傾斜			
■ 特記事項			
森林の現況(写真)			
森林整備(事業実施)の必要性			
■			
■			
■			
整備方針			
■	施工地選定基準との照合・審査 ① 公益林であること。 ② 私有林であること。 ③ 人工林であること。 ④ 保安林である場合は、治山事業等で実施することが困難であること。 ⑤ 対象樹種は原則として人工林であるスギ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹であること。 ⑥ 対象齢級は原則として4~10齢級(16~50年生)であること。 ⑦ 1施工地の面積が0.3ha以上であり、原則として1ha以上の団地であること。 ⑧ 森林所有者が協定締結に同意していること。		
県の意見			

改正案

平成29年度 いわて環境の森整備事業施工地調査

平成30年3月26日  
第6回いわての森林づくり  
県民税事業評価委員会  
資料No. 2

所在地	地内	受付番号	17-000
森林の位置	川支流	流域名	
公益林区分	①~④	所有形態	(名)
樹種		面積	ha
林齢	~ 年生		
森林の現況			
1 下層植生			
2 林相の状況			
3 施業の履歴			
4 傾斜			
5 特記事項			
森林の現況(写真)			
森林整備(事業実施)の必要性			
1 森林の状況	<input type="checkbox"/> 手入れ不足 <input type="checkbox"/> 成立本数が多い <input type="checkbox"/> 被圧木 <input type="checkbox"/> 雪害木 <input type="checkbox"/> 折損木、枯損木 <input type="checkbox"/> 枝の枯上り <input type="checkbox"/> つる絡み <input type="checkbox"/> その他 ( <input type="checkbox"/> 材価の低迷、所有者が高齢、遠隔地に居住、後継者が不在、 <input type="checkbox"/> 相続した関心がない ) <input type="checkbox"/> 森林所有者の状況 ( <input type="checkbox"/> 林業経験・知識の不足、仕事が多忙、経済的理由、条件不利地 ) <input type="checkbox"/> 整備意欲低下 ( <input type="checkbox"/> 材価の低迷、所有者が高齢、遠隔地に居住、後継者が不在、 <input type="checkbox"/> 相続した関心がない ) <input type="checkbox"/> 自力整備困難 ( <input type="checkbox"/> 林業経験・知識の不足、仕事が多忙、経済的理由、条件不利地 ) <input type="checkbox"/> 森林整備の必要性を理解 <input type="checkbox"/> その他 ( <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 公共施設 ) <input type="checkbox"/> 下流の保全対象 <input type="checkbox"/> 集落 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 公共施設 ) <input type="checkbox"/> その他 ( <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 公共施設 )		
整備方針			
1 本数率で概ね5割程度の強度間伐を実施し、広葉樹等の下層植生の侵入(・生育)を促し、健全な森林へと誘導する。			
2 間伐木が転落・移動しないよう集積に配慮するものとする。			
県の意見			
(1) 施工地選定基準との合致			
(2) 対象齢級の原則から外れる林分の状況			
(3) 保全対象との関係			
(4) 森林所有者の状況			



記載例(現行)

平成29年度 いわて環境の森整備事業施工地調査

所在地: 一関市舞川字中人 地内
森林の位置: 北上川支流番台川上流部
公益林区分: ①水源地域等の上流域の森林
樹種: スギ、ヒノキ
林齢: 20~68年生
面積: 2.07ha

高齢級森林の状況
樹種: スギ
林齢: 53
ha当り本数: 700
平均樹高: 24.4
平均胸高直径: 30.4
施業指針※: 2,000
地上予定地: 21.2
22.7

森林の現況
下層植生
林相の状況
施業の履歴
傾斜
特記事項



森林の現況(写真)

森林整備(事業実施)の必要性
除伐後、長期間手入れを行わなかったことから、成立本数が多く混み合っており、被圧木や折損木、枯損木が見られる。このことから、適度間伐を行い、残存木の健全化を図るとともに下層植生の侵入・生育を促し、森林の公益的機能を発揮させる必要がある。

整備方針
本数率で概ね5割程度の強度間伐を実施し、広葉樹等の下層植生の侵入・生育を促し、健全な森林へと誘導する。

- ①公益林であること。
②私所有林であること。
③人工林であること。
④保安林である場合は、治山事業等で実施することが困難であること。
⑤対象樹種は原則として人工林であるスギ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹であること。
⑥対象年齢級は原則として4~10齢級(16~50年生)であること。
⑦1施工地の面積が0.3ha以上であり、原則として1ha以上の団地であること。
⑧森林所有者が協定締結に同意していること。

県の意見
①施工地調査書で内容を審査した結果、施工地選定基準に合致している。②11齢級以上の森林を含むが、現地調査の結果、立木密度が高いことから整備が必要である。③集落、農地、県道の上流に位置していることから、公益上重要で緊急に整備が必要な森林である。④今後、森林所有者が自ら森林の手入れを行う可能性は低い。このことから、森林所有者に代わって本事業を実施する必要がある。

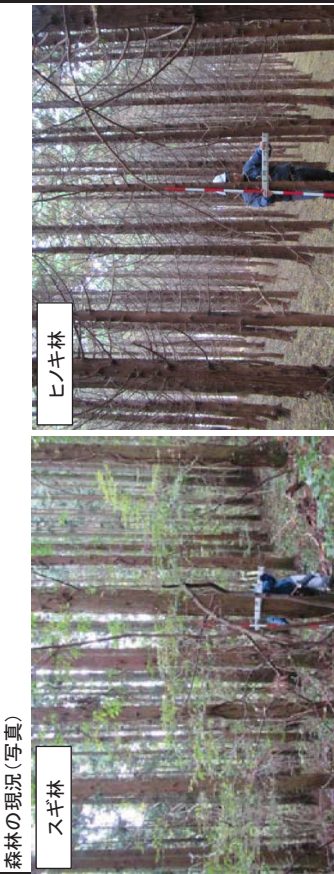
記載例(改正案)

平成29年度 いわて環境の森整備事業施工地調査

所在地: 一関市舞川字中人 地内
森林の位置: 北上川支流番台川上流部
公益林区分: ①水源地域等の上流域の森林
樹種: スギ、ヒノキ
林齢: 20~68年生
面積: 2.07ha

高齢級森林の状況
樹種: スギ
林齢: 53
ha当り本数: 700
平均樹高: 24.4
平均胸高直径: 30.4
施業指針※: 2,000
地上予定地: 21.2
22.7

森林の現況
下層植生
林相の状況
施業の履歴
傾斜
特記事項



森林の現況(写真)

森林整備(事業実施)の必要性
森林の状況と整備の目的
手入れ不足
枝の枯上り
その他
森林所有者の状況
整備意欲低下
自力整備困難
森林整備の必要性を理解
その他
下流の保全対象
集落
農地
農地
集落
その他

整備方針
本数率で概ね5割程度の強度間伐を実施し、広葉樹等の下層植生の侵入(生育)を促し、健全な森林へと誘導する。

- ①施工地調査書で内容を審査した結果、施工地選定基準に合致している。②11齢級以上の森林を含むが、現地調査の結果、立木密度が高いことから整備が必要である。③集落、農地、県道の上流に位置していることから、公益上重要で緊急に整備が必要な森林である。④今後、森林所有者が自ら森林の手入れを行う可能性は低い。このことから、森林所有者に代わって本事業を実施する必要がある。

県の意見
①施工地調査書で内容を審査した結果、施工地選定基準に合致している。②11齢級以上の森林を含むが、現地調査の結果、立木密度が高いことから整備が必要である。③集落、農地、県道の上流に位置していることから、公益上重要で緊急に整備が必要な森林である。④今後、森林所有者が自ら森林の手入れを行う可能性は低い。このことから、森林所有者に代わって本事業を実施する必要がある。

平成30年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画応募団体一覧表

平成30年3月26日  
第6回いわての森林づくり  
県民税事業評価委員会  
資料No.3-1

(単位:円)

番号	区分番号	市町村	事業区分	回数	応募団体名	事業概要	活動開始	H29申請額	H30申請額	主な経費	【継続団体の場合】 前年度活動内容等との比較	加入保険会社等 死亡保障額 入院日額保障額	備考
1	1-1	矢巾町	森林整備	10	間伐ボランティアいわて	森林整備、技術講習受講、木工教室	5月	670,730	803,100	備品購入費 (チェーンソー)	活動内容:前年に同じ 経費内容:備品費(チェーンソー)等の増	グリーンボランティア保険 2,000万円 10,000円	
2	1-2	盛岡市	森林整備	5	親林遊山活樹倶楽部	雪害木除去等の森林整備	5月	288,000	316,141	賃借料 (整備機材)	活動内容:前年に同じ 経費内容:賃借料等の増	グリーンボランティア保険 2,000万円 10,000円	
3	1-3	滝沢市	森林整備	6	一般社団法人 東北地域環境計画 研究会	間伐材利用による野生動物保護 及び害獣対策工作物の整備、技 術講習受講等	8月	220,000	322,000	需用費 (作業機材)	活動内容:前年に同じ 経費内容:需用費(作業機材)の増	あいおいニッセイ同和損保 1,800万円 10,000円	
4	1-4	雫石町	森林整備	3	森守の盛	間伐、技術講習受講、森林学習会 等	6月	230,000	228,350	報償費 (講師謝金)	活動内容:前年に同じ 経費内容:前年並み	旅行傷害保険 3,000万円 5,000円	
5	1-5	葛巻町	森林整備	7	くずまき高原 里山実行委員会	森林整備、東屋等設置	7月	348,840	519,800	原材料費 (つる棚資材)	活動内容:東屋、つる棚の整備 経費内容:原材料費の増	JA共済 300万円 3,000円	
6	1-6	北上市	森林整備	11	特定非営利活動法人 わが流域環境ネット	間伐等の森林整備、森林観察会	5月	460,832	410,098	需用費 (整備機材等)	活動内容:前年に同じ 経費内容:需用費の減	グリーンボランティア保険 2,000万円 10,000円	
7	1-7	奥州市	森林整備	3	生母生産森林組合	森林整備、森林学習会	7月	-	220,314	原材料費 (看板等)	前年度応募なし(H24、H25応募あり)	全国社会福祉協議会 1,320万円 6,500円	
8	1-8	一関市	森林整備	10	山目地域の里山を守る会	地域住民による森林整備活動	6月	371,760	284,160	賃借料 (整備機材)	活動内容:前年に同じ 経費内容:賃借料の減	JA共済 300万円 3,000千円	
9	1-9	宮古市	森林整備	12	森を考える会	森林環境学習、森林整備技術講 習受講等	5月	613,098	684,610	賃借料 (整備機材等)	活動内容:作業道開設実地研修の実施 経費内容:賃借料の増	グリーンボランティア保険 2,000万円 10,000円	
10	1-10	久慈市	森林整備	2	くじ☆ラボ	森林整備、緑化木の植樹	8月	988,190	545,200	原材料費 (苗木)	活動内容:植樹規模の縮小 経費内容:原材料費の減	JA共済 300万円 3,000千円	
11	2-1	盛岡市	人材育成	11	NPO法人 いわて森林再生研究会	森林作業の安全技術講習開催	4月	997,880	999,000	需用費 (整備機材等)	活動内容:前年に同じ 経費内容:前年並み	グリーンボランティア保険 2,000万円 10,000円	
12	2-2	紫波町	人材育成 森林整備 森林学習	4	NPO法人 紫波みらい研究所	①森林整備講習会 ②里山整備 ③森林学習会	5月	996,192	983,084	需用費 (整備機材等)	活動内容:担い手育成講座開催回数 の増 経費内容:前年並み	損保ジャパン 500万円 5,000円	
13	3-1	盛岡市	森林学習	8	鹿妻穴堰土地改良区	植樹体験学習、枝打体験学習、イ ベントでの間伐材利用普及啓発	5月	580,000	580,000	賃借料 (貸切バス等)	活動内容:前年に同じ 経費内容:前年並み	共栄火災海上 200万円 3,000円	

平成30年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画応募団体一覧表

平成30年3月26日  
第6回いわての森林づくり  
県民税事業評価委員会  
資料No.3-1

(単位:円)

番号	区分番号	市町村	事業区分	回数	応募団体名	事業概要	活動開始	H29申請額	H30申請額	主な経費	【継続団体の場合】 前年度活動内容等との比較	加入保険会社等 死亡保障額 入院日額保障額	備考
14	3-2	盛岡市	森林学習	9	特定非営利活動法人 緑の相談室	木工教室開催	5月	200,000	100,000	原材料費 (巣箱、餌台)	活動内容: イベント開催日数の減(4日→2日) 経費内容: 原材料費の減	保険料計上なし	保険 別途加入
15	3-3	盛岡市	森林学習	4	特定非営利活動法人 日本メイプル協会	視覚障害者のための森林体験学 習会開催	4月	652,908	665,792	賃金 (学習補助員)	活動内容: 前年に同じ 経費内容: 前年並み	グリーンボランティア保険 1,000万円 5,000円	
16	3-4	雫石町	森林学習	6	特定非営利活動法人 わらしやんど雫石	森林体験学習開催	5月	238,180	414,060	賃借料 (貸切バス等)	活動内容: 学習メニュー及び開催回数の増 経費内容: 賃借料(貸切バス)の増	AIG損害保険 1,000万円 5,000円	
17	3-5	八幡平市	森林学習	2	五日市里山を考える会	森林環境学習及び学習場所整備	4月	571,000	921,000	賃借料 (チャーター)	活動内容: 活動メニューの増(デッキ設置等) 経費内容: 報償費、需用費の増	公民館総合保障制度 1,000万円 6,500円	
18	3-6	盛岡市	森林学習	9	なのりの里 生き生きプロジェクト	森林環境学習会、森林整備体験、 木工教室、シイタケ植菌体験	4月	450,200	443,500	賃金 (整備補助員等)	活動内容: 前年に同じ 経費内容: 前年並み	あいおいニッセイ同和損保 925万円 5,000円	
19	3-7	盛岡市	森林学習	2	いわて森林 インストラクター会 (盛岡地区)	森林環境学習に関する安全管理 研修開催	5月	80,600	82,500	需用費 (チラシ作成等)	活動内容: 前年に同じ 経費内容: 前年並み	日新火災海上 1,000万円 5,000円	
20	3-8	盛岡市	森林学習	2	特定非営利活動法人 馬と曲り家のおおさわ村	森林整備、学習場所整備等	7月	191,640	262,300	原材料費 (エコ階段)	活動内容: 階段設置 経費内容: 原材料費の増	イベント傷害保険 300万円 3,000円	
21	3-9	盛岡市	森林学習	新	自然世塾	講演会、林業体験、自然観察会等	4月	-	562,830	賃借料 (貸切バス等)	前年度応募なし	全労災 1,000万円 3,000円	
22	3-10	奥州市	森林学習	4	ノームの会	森林学習会開催及び学習場所の 整備等	4月	326,320	274,220	需用費 (整備機材等)	活動内容: 前年に同じ 経費内容: 賃金、報償費の減(日数減など)	全国社会福祉協議会 1,320万円 6,500円 ほか2種類に加入	
23	3-11	花巻市	森林学習	12	共に学ぶスクール 実行委員会	森林学習会、チェンソー実技講習 開催等	5月	805,720	833,120	賃借料 (講座機材等)	活動内容: 前年に同じ 経費内容: 前年並み	JA共済 300万円 3,000円	
24	3-12	遠野市	森林学習	12	遠野市	木工工作、枝打体験、植菌体験等	5月	1,000,000	1,000,000	委託料 (机・椅子製作)	活動内容: 前年に同じ 経費内容: 前年並み	小学生共済 (各学校で加入)	
25	3-13	遠野市	森林学習	6	NPO法人 遠野エコネット	森林ボランティア養成講座開催	5月	1,000,000	1,000,000	報償費 (講師謝金)	活動内容: 前年に同じ 経費内容: 前年並み	グリーンボランティア保険 1,000万円 5,000円	
26	3-14	一関市	森林学習	8	NPO法人 里山自然学校 はずみの里	森林学習会開催等	6月	119,800	88,250	賃借料 (貸切バス等)	活動内容: 活動メニュー変更(植菌→座学) 経費内容: 原材料費の減(植菌関係)	安田保険 750万円 6,500円	

平成30年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画応募団体一覧表

平成30年3月26日  
第6回いわての森林づくり  
県民税事業評価委員会  
資料No.3-1

(単位:円)

番号	区分 番号	市町村	事業区分	回数	応募団体名	事業概要	活動 開始	H29 申請額	H30 申請額	主な経費	【継続団体の場合】 前年度活動内容等との比較	加入保険会社等 死亡保障額 入院日額保障額	備考
27	3-15	一関市	森林学習	7	地縁団体 奥玉愛林公益会	植樹、森林環境学習開催	7月	454,300	451,810	原材料費 (苗木)	活動内容:前年に同じ 経費内容:前年並み	東京海上日動 500万円 5,100円	
28	3-16	一関市	森林学習	2	金沢生産森林組合	森林教室開催、カラマツ苗植付け 体験	10月	208,284	219,524	原材料費 (コンテナ苗)	活動内容:前年に同じ 経費内容:前年並み	東北永愛友商事 1,000万円 10,000円	
29	3-17	宮古市	森林学習 県材利用	9	宮古市	①森林学習会開催、整備体験等 ②市産材ラック等の製作、設置	5月	973,334	810,051	委託料 (ラック製作)	活動内容:ベンチ等制作→パンフレットラック 制作 経費内容:委託料の減	富士火災海上保険 500万円 3,000円	
30	3-18	久慈市	森林学習	6	久慈地方 木材青壮年協議会	木工工作を通じた森林資源の循環 等について学習	7月	270,740	305,300	原材料費 (工作キット)	活動内容:前年に同じ 経費内容:役務費の増(広告回数1回→2回)	三井住友海上火災 983万円 6,000円	
31	3-19	二戸市	森林学習	6	馬淵川上流流域 森林・林業活性化 センター	森林環境学習への講師派遣	6月	249,000	249,000	報償費 (講師)	活動内容:前年に同じ 経費内容:前年並み	小学生共済 (各学校で加入)	
32	5-1	大槌町	被災地	3	大槌町	大槌駅舎への木製ベンチ設置	8月	-	972,000	委託料 (ベンチ)	前年度応募なし(H25、H26応募あり)	-	
33	5-2	宮古市	被災地	新	三陸鉄道株式会社	沿線駅舎への木製ベンチ設置	10月	-	999,043	委託料 (ベンチ)	新規団体	-	
34	5-3	宮古市	被災地	新	社会福祉法人慈愛会	保育園園庭への木製遊具設置	4月	-	996,840	委託料 (遊具)	新規団体	-	
35	5-4	山田町	被災地	新	社会福祉法人親和会	保育園園庭への木製遊具設置	4月	-	982,800	委託料 (遊具)	新規団体	-	

## 平成 30 年度 県民参加の森林づくり促進事業 審査要領

### (目的)

第 1 この要領は、平成 30 年度県民参加の森林づくり促進事業の補助対象団体等を選定する企画審査について、必要な事項を定めるものとする。

### (審査実施機関)

第 2 審査は、いわての森林づくり県民税事業評価委員会設置要綱第 2 条により、いわての森林づくり県民税事業評価委員会（以下「委員会」という。）において行う。

### (審査方法等)

第 3 審査は、県民参加の森林づくり促進事業企画書及び関係書類等により行うこととし、必要に応じて企画応募団体（以下「団体」という。）に聞き取りや追加資料を求めることとする。

## 2 審査項目

### (1) 整合性

団体の活動内容が別表に掲げる活動内容の趣旨に合致しているものであること。

### (2) 自主性

地域住民等の自主的な取組となっていること。

### (3) 具体性

事業計画が実行可能な方法、計画及び予算等で立案されていること。

### (4) 効果性

森林への理解が深まるとともに、森林を守り育てる意識の向上や地域内外への波及効果等が見込まれること。

3 審査は、各委員が別紙審査票への記入により行う。

### (1) 整合性は次のとおり判定する。

可・・・応募内容が選定対象活動として認められる。

否・・・ ” ” 認められない。

なお、「否」と判定した場合はその理由を記載する。

(2) 自主性、具体性及び効果性は、改善点や疑問点の意見等がある場合にのみ記載する。

(3) 企画の選定は、各委員の審査結果に基づき、委員会の合議により行うこととする。

ただし、委員の過半数が整合性について「否」と判定した企画は選定しない。

(4) 事業として選定された場合でも、経費の精査や縮減等の条件を付すことがある。

### (結果通知)

第 4 知事は、委員会の選定結果に基づき、補助対象事業を決定し団体に通知する。

【別表（第3関係）】

活 動 区 分		活 動 内 容
1 森林をつくる活動	(1)森林整備活動	①未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ②川上・川下の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動
	(2)森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動
2 多様な担い手の育成活動	人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する、新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等を対象とした森林施業等の研修活動
3 森林を学び活かす活動	県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学び、将来の森づくり活動につながる森林環境学習及びこれと連動した活動
4 森林資源を活かす活動	循環型社会形成のための県産材利用活動	①小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習や県産材利用意義の理解を深める取組と連動した教育施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ②木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ③森林公園などの森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動
5 森林資源を沿岸被災地のために活かす活動 [被災地枠]	(1)森林資源の利用を促進する活動	森林整備活動によって産出される林産物を、沿岸被災地の支援を目的として活用する森林資源利用促進活動
	(2)県産材の利用を促進する活動	木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した沿岸被災地における木材・木材製品等の県産材利用促進活動

県民参加の森林づくり促進事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、別表県民参加の森林づくり促進事業(以下「事業」という。)を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2 この事業は、県民自らが地域で主体的に取り組む別表記載の活動を支援し、県民の森林づくりへの理解の醸成と積極的な参画を促進するものである。

(県の助成)

第3 広域振興局長は、事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号)、県民参加の森林づくり促進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)、その他関係規程に基づき補助する。

(事業の企画募集)

第4 知事は、別に定める県民参加の森林づくり促進事業企画募集要領(以下「募集要領」という。)に基づき、事業の企画募集を行う。

2 別表中の活動区分の1のうち、活動内容の(1)に該当する活動については、原則として事業実施後1年以内に市町村森林整備計画が変更され公益林になることが見込まれる箇所を整備対象とする企画書にあっては、市町村長がその旨を証する書面を添付するものとする。

(応募手続)

第5 応募を希望する団体(以下「応募団体」という。)は、募集要領に基づき、企画書を所管の広域振興局長に提出するものとする。

2 広域振興局長は、提出のあった企画書について、当該内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。なお、別表中の活動区分の1のうち、活動内容の(1)に該当する活動については、整備対象森林の区分を併せて確認するものとする。

(審査、決定)

第6 知事は、別に定めるいわての森林づくり県民税事業評価委員会における企画書の選定に係る審議結果を踏まえ、採択する企画書を決定し、その結果を応募団体へ通知する。なお、応募団体に通知する際は、広域振興局長を通じて行うものとする。

(補助金交付決定報告)

第7 広域振興局長は、要綱等に基づき補助金の交付を決定したときは、速やかに、農林水産部長にその旨報告するものとする。

(完了確認)

第8 広域振興局長は、要綱に定める事業実績書の提出があったときは、書類検査及び現地検査を行うものとする。

(実績報告)

第9 広域振興局長は、要綱等に基づき補助金を交付したときは、速やかに、農林水産部長にその旨報告するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月10日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成20年3月31日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月25日から施行する。

別表

活動区分	活動内容	備考	
1 森林をつくる活動	(1) 森林整備活動	① 未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ② 上下流域の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③ 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動	左記(1)の活動における対象森林は、県内の民有林のうち、公益林（市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林）及び原則として事業実施後1年以内に市町村森林整備計画が変更され公益林になることが見込まれる箇所とすること。
	(2) 森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動	
2 森林の手入れを行う多様な担い手を育成する活動	人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する、新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等を対象とした森林施業等の研修活動	
3 森林を学び活かす活動	県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動	
4 森林資源を活かす活動	循環型社会形成のための県産材利用活動	① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ② 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ③ 森林公園などの森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動	左記における県産材とは、原則として、岩手県内の森林で伐採された原木を、岩手県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板等とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認したものとする。 左記①における教育施設とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、児童館及び託児施設とする。 左記②、③における公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とする。
5 森林資源を沿岸被災地の支援のために活かす活動	(1) 森林資源の利用を促進する活動	森林整備活動によって産出される林産物を、沿岸被災地の支援を目的として活用する森林資源利用促進活動	左記(2)における県産材とは、原則として、岩手県内の森林で伐採された原木を、岩手県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板等とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認したものとする。
	(2) 県産材の利用を促進する活動	木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した沿岸被災地における木材・木材製品等の県産材利用促進活動	



## 平成30年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画募集要領

### 1 募集趣旨

県では「いわての森林づくり県民税」を活用して、県民の皆さんが取り組む森林整備活動や森林環境学習活動等を支援しています。

皆さんのアイデアと主体的な参加による活動についての企画を募集します。

### 2 募集対象活動

#### (1) 対象となる活動（表-1）

活動区分		活動内容	対象団体
1 森林をつくる活動	(1)森林整備活動 ※1	① 未利用放置の里山林再生や新たな活用を図るための森林整備 ② 上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり ③ 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備 例) ・NPO団体や地域住民による間伐等の森林整備 ・企業による森づくりボランティア活動 等	市町村 各種団体 NPO団体 県内に事務所のある法人
	(2)森林所有者への啓発活動	間伐が必要な森林の所有者等に対し森林整備の必要性等を周知	
2 森林の手入れを行う多様な人材育成活動	人材育成活動	県民の森林整備参加促進のために実施する、新たに森林整備活動を行う個人や非営利団体等※2が対象の森林施業等の研修 例) 新たな森林整備ボランティア団体を育成するための研修会の開催 等	
3 森林を学び活かす活動	県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性等を学び、将来の森づくり活動につながる森林環境学習※3及びこれと連動した活動 例) ・学校林等での森林整備等を通じた森林環境学習 ・森林環境学習の一環として実施する木工教室※4やしいたけ植菌体験、炭焼体験等の体験学習や関連学習会の開催 等	
4 森林資源を活かす活動	循環型社会形成のための県産材利用活動※5	① 児童生徒等を対象とした森林環境学習や県産材※6利用意義の理解を深める取り組みと連動した教育施設※7における木材・木材製品等の県産材利用促進活動 ② 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設※8での木材・木材製品等の県産材利用促進活動 ③ 森林公園等の森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動 例) ・地元で製材加工した地元材による木製品を教育施設に設置 ・県産材で製作したテーブルや椅子、遊具を公民館等に設置 ・県産材で製作した案内板等を公的森林公園に設置 等	①は市町村・各種団体※11) ②③は市町村に限る
5 森林資源を沿岸被災地※10のために活かす活動[被災地枠]	(1)森林資源の利用を促進する活動	森林整備活動※1によって産出される林産物を、沿岸被災地の支援を目的として活用する森林資源利用促進活動 例) ・間伐材を薪に加工し燃料として被災地へ提供 ・県産材を使用したバス待合所やゴミステーションの整備 等	市町村 各種団体 NPO団体 県内に事務所のある法人
	(2)県産材の利用を促進する活動	木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した沿岸被災地における木材・木材製品等の県産材利用促進活動※9 例) ・県産材で製作したテーブルを地域の公民館に設置 等	市町村

## 【対象となる活動（表－１）の注意事項】

- (※1) 活動の対象森林は、県内の民有林のうち公益林（市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林）及び公益林になることが見込まれる箇所とします。（原則として事業実施後１年以内に該当する市町村の森林整備計画が変更されること。なお、実施団体は、市町村長がこの旨を証する書面を企画書に添付すること。）  
ただし、当該年度に他の補助事業が導入される森林は対象外とします。
- (※2) 森林所有者のほか、設立後２年以内の森林ボランティアや活動団体等とします。
- (※3) 本事業でいう森林環境学習とは、森林内での整備活動や森林環境観察活動等のフィールドワークを通じた学習、森林の役割や重要性等についてパネルや映像等を活用し、知見を有する者による講演・説明や意見交換・話し合い等により行う学習とします。
- (※4) 木工教室での製作物は「本立て」や「巣箱」等の簡易なものとし、参加者一人当たりの材料費は別表の金額を上限とします。
- (※5) 本活動は、単なる県産材木製品の設置ではなく、森林環境学習や普及啓発活動と一体的に行い、いわての森林づくり県民税の事業効果を発現させるものを対象とします。
- (※6) 本事業でいう県産材は、県内で伐採された原木を、県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング<sup>(※)</sup>とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認した木材とし、併せて品質が確認された木材とします。  
また、木工教室で使用する木材は、県内の森林から伐り出され、加工されたことを製材所等により証明されたものであれば可とします。  
※フローリングは、止むを得ない事情により、県内の森林で伐採された原木を、県外で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング並びに県内の森林で伐採された原木を原材料として５０％以上用いて県内で加工した丸太及び製材品から生産された集成材、合板及びフローリングを含むものとします。
- (※7) 教育施設とは、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、児童館及び託児施設とします。
- (※8) 公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とします。
- (※9) 本活動は、単なる県産材利用施設の整備等ではなく、木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発と一体的に行うものとし、いわての森林づくり県民税の事業効果を発現させるものを対象とします。
- (※10) 沿岸被災地とは、東日本大震災での被害市町村のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町とします。
- (※11) 「４ 森林資源を活かす活動」①の活動の応募団体は、市町村、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条に定める公益法人、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に定める社会福祉法人及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に定める学校法人に限ります。

### (2) 対象外の活動

- ① 既に他の機関等から補助・助成等を受けている、又は受ける予定のある活動。
- ② 他の事業等で導入した施設の更新に該当する活動。
- ③ 恒久的な施設整備に該当する活動。ただし、以下のものは対象とします。
  - ア いわての森林づくり県民税の事業効果等を周知・啓発するための看板の設置
  - イ 「４ 森林資源を活かす活動」で実施する、教育施設や公共的施設への木材・木材製品等の整備
  - ウ 「５ 森林資源を沿岸被災地のために活かす活動」のうち「(2)県産材の利用を促進する活動」で実施する木材・木材製品等の整備
- ④ 特定の者の利益になると認められる活動。
- ⑤ 政治的又は宗教的宣伝を目的として行うと認められる活動。
- ⑥ 安全対策等が不十分と認められる活動。
- ⑦ その他、当該事業としてふさわしくないと認められる活動。

### 3 事業実施期間

補助金交付決定の日 から 平成31年3月20日まで

### 4 応募対象団体

市町村、各種団体（団体の組織、運営等に関する規約があり、定期総会を開催する非営利団体）、NPO団体、県内に事務所又は事業所を有する法人

### 5 補助対象経費等

(1) 補助対象経費は以下のとおりですが、採択の際に条件等を付す場合があります。

(表-2)

費目	内容	
賃金	外部補助員賃金等	留意事項は別表(補助対象経費)のとおり
報償費	外部専門家謝金等	
旅費	外部専門家旅費等	
需用費	消耗品費、資料印刷費、燃料費等	
役務費	通信運搬費、傷害保険料等	
委託料	委託料	
使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機材借上料等	
原材料費	苗木代、木材代等	
備品購入費	機械機具等購入費	

(2) 補助対象外となる主な経費

- ① 活動団体構成員への金銭の支払と認められる経費
  - ② 活動参加者への賃金、謝金、旅費、宿泊料及び報償費
  - ③ 原則として単価が5万円を超える物品の購入（5万円超過分は団体等の負担）
  - ④ 活動場所となる森林の所有者に対する謝礼及び土地使用料
- ※（別表）補助対象経費も併せてご確認ください。

(3) 留意事項

- ① 賃金及び報償費は別表の金額を上限とし、上限超過分は団体の負担となります。ただし、特別な事情がある場合には、その理由を添えて申請してください。
- ② 看板等の設置は、県民への効果的な周知が図られるものとし、華美又は高価なものせず、間伐発生材料の活用等、経済的、効率的な設置に努めてください。
- ③ 用具用品類及び機械機具類は、使用頻度が年に数回程度の場合、原則として借り入れ（使用料及び賃借料）としてください。
- ④ 森林整備活動での産出林産物を搬出する場合は、放射性物質検査を実施してください。

### 6 補助率

- (1) 1/3以内（上記2(1)の表-1中「4森林資源を活かす活動①②」）
- (2) 10/10以内（同「4森林資源を活かす活動①②」以外）

### 7 補助額

定額〔1団体あたりの上限は100万円（4森林資源を活かす活動③除く）〕  
ただし、企画内容審査等の結果、経費の一部を査定する場合があります。

## 8 企画の応募

### (1) 応募期間

平成30年1月29日(月)から2月28日(水)まで

### (2) 応募書類

以下の様式は全てA4版縦の用紙を使用してください。

- ①【様式第1号】平成30年度県民参加の森林づくり促進事業企画書について
- ②【様式第2号】企画書
- ③【様式第3号】団体の概要 ※市町村が応募する場合は不要
- ④【様式第4号】同意書 ※活動内容によっては不要
- ⑤【その他】団体のPR資料やパンフレット等活動内容、活動実績等に関する資料

### (3) 書類の提出先

応募団体の住所地を管轄する各広域振興局林務部又は農林振興センター、岩泉林務出張所

## 9 企画書の審査

提出された企画書は、以下の基準により、いわての森林づくり県民税事業評価委員会で審査します。審査の過程において、追加資料の提出等を依頼する場合があります。(その際の費用は、各団体の負担となります。)

### (1) 整合性

企画内容は、当事業の目的、趣旨に合致しているか。

### (2) 自主性

地域住民等の自主的な取り組みとなっているか。

### (3) 具体性

事業が実行可能な計画、方法、予算等で立案されているか。

### (4) 効果性

活動参加者等の森林への理解や森林を守り育てる意識の向上が見込まれるか。  
地域の内外への波及効果が見込まれるか。

## 10 企画の採否及び通知

採否は「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の意見等を踏まえ、県が決定します。結果は応募団体に通知するとともに、県ホームページに掲載します。

## 11 補助金の交付申請

事業実施に要する補助を受ける場合には、別途補助金交付申請手続きが必要となり、補助金交付決定後から使用する経費が補助対象となります。(交付決定前は団体負担)

## 12 事業の周知等

事業を実施する場合は、「**いわての森林づくり県民税**」活用事業であることを積極的に周知し、事業終了後も地域の内外にPR効果が波及するよう努めてください。

また、継続して事業を行う団体は、新たに活動に参加する人を増やすよう努めてください。

### 【周知の例】

- ・市町村広報紙等による事業内容の周知、参加者募集、報道機関等への情報提供。
- ・チラシや製作木工品等に「いわての森林づくり県民税」活用事業と表示。
- ・活動の際に「いわての森林づくり県民税」活用事業と周知、会場内への看板等の掲示。
- ・活動時に撮影する集合写真等にのぼり旗を活用し、団体の会報等に掲載。

いわての森林づくり県民税PR用のロゴマークを作成しておりますので、団体広報紙、看板、広報等に積極的に活用してください。（電子データが必要な場合は提供します。）



- この活動は、「いわての森林づくり県民税」を活用して実施しています。
- × この活動は、県民参加の森林づくり促進事業を活用して実施しています。

また、各種活動の際の県民税PR用の「のぼり旗」を希望する団体に貸し出しますので、積極的な活用をお願いします。

### 13 安全対策の徹底

- (1) 活動参加者の安全対策には、万全を期すこととし、特に児童生徒が参加する活動の際は保護具着用の徹底等、事故の防止に最大限の注意を払ってください。
- (2) 活動に際しては、特別の理由がない限り傷害保険等へ加入してください。
- (3) 森林内や屋外等で活動する際は、事前に現場の点検を実施するとともに、ヘルメット等の保護具を着用してください。  
また、危害を加える恐れのある野生生物の状況確認等に努めてください。
- (4) 労働安全衛生規則等に定める安全講習等が必要な機械器具類を使用する場合は、事前に安全講習等を必ず受講し、安全に事業が実施できる体制を整えてください。
- (5) 活動参加者の健康状態の確認、服装・装備の点検を行ってください。
- (6) 安全対策参考資料等(ホームページ)

#### 【公益社団法人国土緑化推進機構】

子どもたちと森のステキな出会いのために ～森林体験学習活動を安全に行うためのQ&A～

#### 【森づくり安全技術・技能全国推進協議会】

森づくり安全技術マニュアル 等

### 14 その他

本事業の実施は、県議会の審議による平成30年度当初予算の成立により正式に決定されるものであり、審議結果等によっては、事業が中止となる場合があることを御了承ください。

なお、事業が中止となった場合でも、県では、いかなる損害賠償請求等もお受けしませんので併せて御了承ください。

(別表)

補助対象経費

費目	内容	留意事項
賃金	外部補助員の雇用に係る賃金	①1人1日当たり 11,000円を上限とする。 ②賃金の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。 ③散策路や登山道整備に係る賃金は、補助対象外とする。(森林整備に必要な最小限の作業道補修に係る賃金は対象とする)
報償費	外部専門家謝金等 (講師、技術指導者等)	①1人1時間当たり4,100円を上限とする。 ②外部専門家は、原則として県内の者に限り補助対象とする。 ただし、上下流の住民団体等が連携して行う活動で他県にまたがる場合や隣県の方が安価となる場合等は、この限りではない。 ③間伐や枝打ち等の作業に係る外部技術指導者謝金は、上記上限のほか、1人1日当たり11,000円を上限とする。 ④活動参加者等へのお土産や記念品等の経費は、対象外とする。
旅費	外部専門家旅費等 (講師、技術指導者等)	外部専門家の旅費については、上記報償費②と同様の扱いとする。
需用費	消耗品費(事業に必要な機材・用具、事務用品等)、資料印刷費、燃料費(チェーンソーや刈払機用の燃料費)等	①ヘルメットは、計画内容等から判断し、使用頻度の高い場合に補助の対象とするが、50,000円を上限とする。なお、ヘルメットには「いわての森林づくり県民税活用事業」等と表示すること。 ②活動参加者等への粗品代、自家用車燃料費(他と区別が困難なもの)、木工教室の工具セット類、茶菓等の食糧費は、対象外とする。 ③林内作業用機材には、植物等由来成分の燃料の使用に努めること。
役務費	通信運搬費(郵送料等)、傷害保険料等	①広告料(いわての森林づくり県民税活用事業と掲載する場合を除く)、電話料(他との区別が困難なもの)は、補助対象外とする。 ②事業の企画立案、連絡調整等の役務に係る費用で従事日数等の記録がある場合、1団体につき10,000円を上限とし対象経費とする。 ③ <b>傷害保険料は、掛金や保障等が記載された資料を添付すること。</b>
委託料	委託料	委託料は、特殊技術を要する作業等で、活動団体自らで行うことが真に困難と判断される場合に限る。 なお、この場合の委託は事業の一部として実施するものとする。
使用料及び賃借料	会場料、貸切バス代、機材借上料等	貸切バスの利用等、高額な使用料等となる場合は、見積書等により金額や借用先等を明示すること。
原材料費	苗木代(緑化木を含む。)、木材代、支柱代、肥料代、原木材、種駒代、活動PR用看板、木工教室材料費等	①苗木のうち、緑化木の購入については、事業趣旨及び活動計画に照らし、適正と判断された場合に限る。 ②木工教室の材料費は参加者1人当たり1,500円を上限とする。 ③活動周知用看板は、華美、高価なものとしなないこと。 看板には「いわての森林づくり県民税活用事業」と表示すること。
備品購入費	チェーンソー等の機械機具等購入費 (備品の法定耐用年数以上にわたり事業計画を企画する場合に限る)	①備品は、性質形状を変えずに、長期間の使用に耐えうる物品で取得単価が10,000円以上50,000円以下のものとする。(取得単価が50,000円を超える分は団体等の負担とする) ②備品は、森林づくり活動に使用する機械機具等を対象とし、使用頻度が低い物品やパソコン、デジタルカメラ等、補助事業以外に汎用性がある物品は対象外とする。 ③備品購入費の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。 ④備品購入後は、管理台帳を整備し、関連書類と併せて保管すること。

※上記経費は社会通念上妥当な額で、活動に必要な最小限度のものとする。

※上記単価には**所得税や消費税等を含むものとする。**